

戦争法廃止と 憲法9条

②

特殊軍事組織

もともと自衛隊は日米安保体制と不可分一体の米軍補完の軍事組織として1954年に創設されました。しかし自衛隊は、その「誕生」の時から、海外出動しない軍事組織としての性格を刻印されました。

自衛隊法の成立に際し、参院本会議では「海外出動を為さざることに関する決議」

(1954年6月2日)があげられました。決議は「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈(しれつ)なる平和愛好精神(しんせんとく)なる平和愛好精神(しんせんとく)に照(てら)し、海外出動はこれを行わないことを、茲(こゝ)に更(あらた)めて確認する」としています。

自衛隊は、建前としては、海外での戦争はおろか、「海外出動」しない特殊な軍事組織として出発したのです。憲法9条2項の戦力不保持規定の存在と、それを支持する国民の平和世論、「熾烈なる平和愛好精神」によってもたらされた制約でした。

それ以来、自民党政府をはじめ安保・自衛隊を容認する人たちも、「専守防衛」の最低限度の実力組織として、自衛隊を「定着」させてきました。現実には、日米間の数次の「軍事協力の指針(ガイドライン)」や多くの政治合意・密約で、自衛隊の海外活動

安保・自衛隊容認派も

戦争法案廃案と安倍政権退陣を訴える人たち
2015年8月30日、国会正門前



の範囲と水準を拡大する動きは続いてきました。

しかし、集団的自衛権の行使は許されないという建前は維持され、どうしてもというなら憲法改定が必要だ」とされてきたのです。安倍政権は「憲法解釈の変更」と「立法」という憲法破壊のやり方で、戦争法を成立させたのです。

海外での戦争

戦争法の一つ、改定自衛隊法では、旧法3

条の任務の定めにあつた「直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛する」との文言のうち「直接侵略及び間接侵略に対し」が丸々削られ、単に「我が国を防衛する」とされました。戦争法は、日本が攻撃されていないなくても武力行使する集団的自衛権の行使を認める以上、「直接侵略」と記述できないからです。

日本は米軍に基地を提供し、米国の戦争に加担・協力するだけでなく、自衛隊が「日本防衛」と無関係に海外での戦争に乗り出す極めて危険な段階になっています。

安保、自衛隊に対する立場の違いを超えて、戦争法廃止を実現することは、9条実現に向けた最優先課題です。

(つづく)